

京都市告示第634号

道路法第48条の13第2項の規定に基づき、次のように自転車及び歩行者専用道路を指定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年3月20日

京都市長 門川大作

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
市道	安寧経8号線	下京区東堀川通下魚ノ棚下る鎌屋町19番地地先から 同町40番地地先まで	告示の日

(建設局土木管理部道路明示課)